

事務連絡
令和6年1月26日

各都道府県 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

デジタル庁 国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

【重要】 配布中の VRS 用タブレット端末の今後の運用と回収について

「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について」（令和6年1月19日デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお知らせしたとおり、令和6年度以降の接種に係る接種記録の登録はワクチン接種記録システム（VRS）では行わないことから、国において接種会場等に配布している VRS 用タブレット端末（以下「端末」という。）につきましては、令和6年4月30日をもってその運用を終了する予定です。

つきましては、令和6年4月から以下のとおり全端末の回収作業を実施いたしますので、各自治体（都道府県及び市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）におかれましては、伝票送付先のご確認及び端末利用機関等に対するご周知へのご協力の程お願いいたします。

なお、情報政策部局におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有いただくようお願いいたします。

記

1 対象端末等

(1) 対象端末

配布中の全端末

(2) 運用終了日及び回収期間

- ・運用終了日：令和6年4月30日（翌日以降、利用ができなくなります。）
- ・回収期間：令和6年4月（伝票受領後）～5月10日（配送手続完了期限）

※ 運用終了日以前に使用を終えた場合は端末返却用の伝票を回収担当事業者から受領後、速やかに端末をご返却ください。

2 回収手順等

端末回収用の伝票は、自治体への確認結果に基づいて発送し、端末利用機関等が当該伝票を用いて端末を返却することとします。具体的な手順等については、以下のとおりです。

(1) 対象端末の確認

本事務連絡発出に併せて、自治体ごとに分割した確認用の様式（端末一覧表）（以下「様式」という。）を、デジタル庁の担当（digitalvaccine@digital.go.jp）から各自治体の情報政策部局（調査・照会システムにご登録の担当者アドレス）宛てに個別に送付します（※）。3の留意事項を参考にご記載の上、令和6年2月9日（金）までにご報告ください。

なお、期日までにご報告が無い自治体については、当該自治体宛てに自治体内における使用端末と同数の伝票を発送し、自治体において回収いただくこととなりますのでご注意ください。

※ 1月29日週になっても届かない場合は、デジタル庁へメールでお問合せください。お問合せアドレス宛に再送いたします。

(2) 端末回収用の伝票発送

確認結果に基づき、伝票の準備ができ次第（遅くとも令和6年4月中）回収担当事業者から伝票を発送しますので、その旨を端末利用機関等へ事前に連絡いただきますようお願いいたします。

また、提出いただいた一覧表に記載の住所宛に伝票を発送した結果、宛所不明等により返送された場合、返送分については当該自治体宛に伝票をまとめて再送し、回収いただくこととなりますので、伝票発送先に誤りがないかご確認の上、ご提出ください。

(3) 端末の返却

伝票を受領した機関においては、別添（タブレット返却時の送付物について）を参考に、令和6年5月10日（金）までに端末の配送手続を終えていただくこととしますので、(2)と併せて端末利用機関等への連絡をお願いします。

なお、紛失等により返却が困難な事情が生じた場合は、速やかに端末のヘルプデスク（0120-063-200）までご連絡願います。

3 2(1)に係る留意事項

- (1) システムにより処理するため、様式のファイル名の変更、パスワードの変更、ZIP圧縮、指定様式以外のファイルの添付はご遠慮ください（自治体のセキュリティポリシーやシステムによる制約がある場合を除く。）。
- (2) 伝票の送付時に使用するため、使用場所に係る事項はなるべく記載してください。また、伝票不着時等にご連絡するため自治体に係る事項についても併せてご記載ください。
- (3) ご報告は、様式送付時のメールへの返信にてお願いします。なお、件名は、「【重要】VRS用タブレット端末の運用停止に伴う回収について（●●県●●市）」としてください。

- (4) ご報告メールの本文には質問等個別の連絡事項を含めず、別メールに分けてください。
- (5) 複数回ファイルをお送りいただいた場合、最後に受信したファイルに基づき処理しますのでご了承ください。
- (6) ご報告メールが正常に受け付けられた場合、受信完了メール（自動返信）を送信元のメールアドレスに送付します。1 開庁日を過ぎても受信完了メールをご確認できない場合は、デジタル庁へご連絡ください。

連絡先

デジタル庁

国民向けサービスグループ（VRS 担当）

「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について（その2）」（令和5年7月6日付けデジタル庁 国民向けサービスグループ（VRS 担当）事務連絡）に基づくお問い合わせをお願いいたします。

厚生労働省

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について（周知）」（令和5年3月29日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）に基づくお問い合わせをお願いいたします。

【タブレット返却時の送付物について】

タブレットは利用終了次第、ご返却をお願いします。
タブレット発送期限：2024年5月10日（金）迄

必ず返却

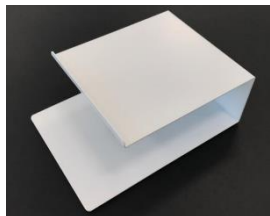
- タブレット本体
- 読み取り台（ない場合は返却不要）

【タブレット本体】



【読み取り台】

白色のコの字の台
読み取りで使用



■化粧箱がある場合

タブレット本体は、化粧箱へ入れ、
緩衝材とともに梱包箱(段ボール等)に入れて送付をお願いします。

■化粧箱がない場合

緩衝材でタブレット本体を包み、梱包箱に入れて返却をお願いします。

化粧箱




緩衝材



梱包のポイント



 紛失等によりタブレット本体の返却が困難な場合は、ヘルプデスク（0120-063-200）までご連絡ください。

会場にて廃棄

下記備品は各会場で廃棄をお願いします。

- ACアダプター
- クイックスタートガイド
- タブレットスタンド
- カードスロットピン

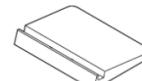
【ACアダプター】
タブレットを
充電するアダプター



【タブレットスタンド】
化粧箱内にタブレットと
ともに同梱されています



d-41a



d-42a

【カードスロットピン】
d-42aのみ同梱



タブレットおよび読み取り台ではない物品が同梱されていた場合は、
すべて **廃棄** させていただきます。返却はできませんので、ご了承ください。



例) ハンドスキャナー



例) USBメモリ



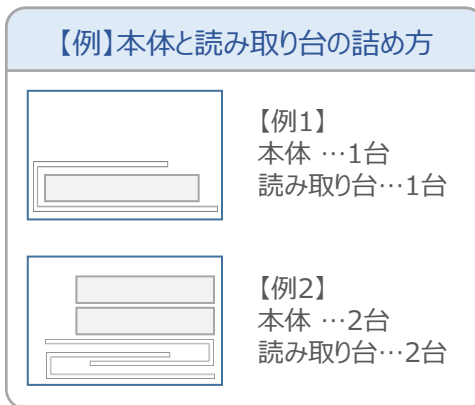
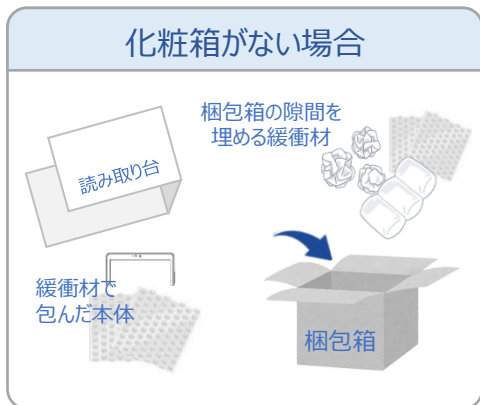
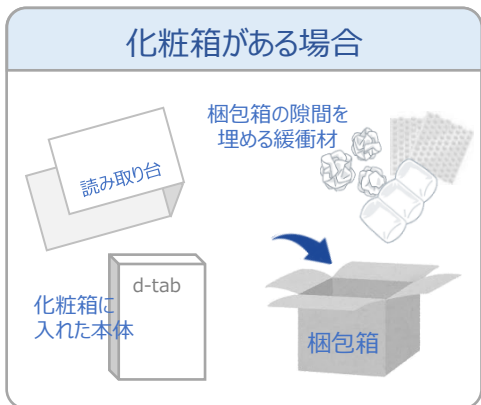
例) 印鑑・スタンプ

【梱包と配送について】

タブレットは利用終了次第、ご返却をお願いします。
タブレット発送期限：2024年5月10日（金）迄

梱包方法

複数のタブレットや読み取り台を、1つの梱包箱にまとめていただいても問題ありません。



【例】読み取り台だけを複数台梱包



■ 配送日数の目安

到着目安	送り元の地域
翌日	東北地方(青森除く)、関東地方、中部地方、近畿地方
翌々日	北海道、青森、中国地方、四国地方、九州地方
中2日	沖縄

【例】月曜日に配送業者へ荷物を引き渡した場合の着荷目安

目安	月	火	水	木	金	土	日
翌日	●	★					
翌々日	●		★				
中2日	●			★			

● = 配送業者へ荷物の引き渡し実施 ★ = 送り先に荷物到着

集荷時間や天候等により、到着までの日数は変わる場合があります。

⚠️ タブレットおよび読み取り台の返却は、**配布された「着払い伝票」を必ず使用してください。**

※配布した伝票以外の**元払い伝票**で配送いただいた場合、**費用は自己負担**となります。

※配布した伝票以外の**着払い伝票**で配送いただいた場合、受け取りできないため**配送先に返送**します。